

# 令和5年度群馬県産育休代替職員（福祉職）選考考査募集案内

令和5年11月8日  
群馬県

## ■ 産育休代替職員とは？

産前産後休暇及び育児休業を取得する職員の代替として勤務していただく職員のことをいいます。

本県では産前産後休暇期間中は産休任期付職員として、育児休業期間中は育休任期付職員として任用します（任用根拠の違いで名称は異なりますが、勤務条件は同じです）。

給与、勤務時間、休暇等の勤務条件は、原則として正規の職員と同様です。ただし、育児休業の取得及び育児短時間勤務はできません。

	産前産後休暇	育児休業
任用形態	産休任期付職員	育休任期付職員

### ○ 選考考査日程及び場所

日時：令和5年11月27日（月）9時00分入室

場所：（作文）群馬県庁 14階 141会議室

（面接） 〃 14階 141会議室

### ○ 試験内容

午前 9時30分 作文試験（鉛筆等筆記用具を持参のこと）

午前11時00分 人物試験（順次、個別面接を実施します）

### ○ 受付期間

令和5年11月8日（水）～令和5年11月22日（水）（必着）

※インターネットによる申し込みはできません。

### ○ 問い合わせ先

群馬県生活こども部生活こども課

群馬県前橋市大手町1-1-1

電話 027（226）2391

## 1 試験区分および採用予定人員

福祉職 1名

## 2 勤務箇所、業務内容

東部児童相談所に勤務し、児童虐待通告への対応等に従事します。

## 3 任用予定期間、任用形態

令和5年12月11日（月）から令和6年12月17日（火）まで（予定）

（産休任期付職員）令和5年12月11日（月）～令和6年2月11日（日）

（育休任期付職員）令和6年2月12日（月）～令和6年12月17日（火）

※留意事項 代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されないことや、採用されても

途中で退職していただくことがあります。また、任期は育児休業期間の変更に伴い、任用期間が変更になる場合があります。

#### 4 選考試験の内容及び結果発表

##### (1) 試験内容

人物試験：人物及び専門的知識について、個別面接により試験を行います。

作文試験：識見、思考力、表現力等について筆記試験を行います。

経歴評定：提出された履歴書及び経歴書に基づき、受験資格の有無、業務における専門的知識・経験などについて審査します。

##### (2) 資格等

次のいずれかに該当する人

①学校教育法に基づく4年制の大学又は大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業（修了）した人

※大学の教育学部若しくは教育学科又は教育課程において、小・中学校教員養成課程又は養護教諭養成課程を専修した人及び他学部で教員免許取得単位を履修した人でも、上記受験資格を満たさない人は受験できません。

※「相当する課程」については、事前に問い合わせてください。

②学校教育法の規定により小学校、中学校又は高等学校の教諭となる資格を有する者であって、令和5年9月30日現在で1年以上児童自立支援事業に従事した人又は2年以上教員としてその職務に従事した人

③国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所を卒業した人

④国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科を卒業した人（旧国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園附属保護指導職員養成所の児童指導員科を卒業した人を含む。）

⑤上智社会福祉専門学校社会福祉士・児童指導員科を卒業した人

⑥社会福祉士の資格を有する人

※地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

##### (3) 結果発表

令和5年12月1日（金）に応募者全員に文書で通知します。

#### 5 勤務の条件等

##### (1) 勤務先

東部児童相談所

##### (2) 給与

（例）大学卒業後4年間の民間企業等（正規職員）で勤務し採用となった場合

行政職給料表 2級16号 月額224,500円、給料の調整額 17,000円

※ 従事する業務によって異なる場合があります。

その他、地域手当・期末手当・勤勉手当が支給されるほか、条件に応じて扶養手当・通勤手当

・住居手当・退職手当（12月を超える勤務）などが支給されます。

##### (3) 勤務時間等

1日の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで、1週間平均の勤務時間は38時間45分です。また、土・日曜日、祝日、年末年始は原則として休みです。ただし、交替制勤務が必要とされる職場については、勤務時間及び休日が別に定められます。

休暇は、任用期間に応じて年次有給休暇等が付与されます。

## 6 受験手続き及び受付期間

- ・ 提出書類 (1) 履歴書及び経歴書  
(2) 大学等の卒業証明書や各種資格証等  
(受験資格を満たしていることを確認できる書類)  
※ 様式は県ホームページからダウンロードできます。
- ・ 提出先 直接持参するか、郵送して下さい。(郵送の場合は、簡易書留として下さい。)  
群馬県前橋市大手町1-1-1 (〒371-8570)  
群馬県生活こども部生活こども課
- ・ 受付期間 令和5年11月8日(水)～令和5年11月22日(水) (必着)

## 7 その他

- ・ 育休代替職員は、原則として任用期間中人事異動はありませんが、組織の改廃、職員の育児休業取得期間が短縮された場合等は人事異動する場合があります。
- ・ 育休代替職員への採用は、群馬県職員(任期の定めのない)の採用とは無関係であり、群馬県職員の採用の際に優先されるものではありません。